

尼崎市教育委員会の後援名義使用承認等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が尼崎市民の参加する教育・学術・文化・スポーツの振興に寄与する事業に対し、教育委員会の後援名義の使用を承認し、又は当該事業に関して尼崎市教育委員会賞若しくは尼崎市教育委員会教育長賞（以下「教育委員会賞等」という。）を交付する場合について必要な事項を定めるものとする。

(後援名義使用承認等の基準)

第2条 前条に掲げる後援名義の承認又は教育委員会賞等の交付（以下「後援名義使用承認等」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業について行うものとする。

- (1) 尼崎市民が広く参加する事業であること。
- (2) 事業の趣旨が、市民の教育・学術・文化・スポーツの振興に寄与し、且つ教育委員会が賛同できると認めるものであること。
- (3) 営利を主たる目的としないこと。
- (4) 入場料、出品料等が著しく高額でないこと。
- (5) 政治活動、宗教活動等に関わりがないこと。
- (6) 後援名義使用承認等によって、類似の事業を主催する者等の利害に著しい影響を及ぼす恐れがないこと。
- (7) 事業の実施計画等が適正であり、客観的にその実施が可能であること。
- (8) 事業を実施する会場が公衆衛生、災害防止等に十分な措置が講ぜられていること。
- (9) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。
- (10) 申請者の役員等が、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

2 教育委員会は、後援名義使用承認等を行う場合において、その承認等に当たり必要な条件を付すことができる。

(後援名義使用承認等の申請)

第3条 教育委員会の後援名義の承認を受けようとする者は尼崎市教育委員会後援名義使用承認願（第1号様式）を、教育委員会賞等の交付を受けようとする者は尼崎市教育委員会賞等交付願（第2号様式）をそれぞれ教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請がなされたときは、速やかに後援名義使用承認等の可否を決定し、当該決定の内容を前項の申請者に通知しなければならない。

3 前項の通知については、尼崎市教育委員会後援名義使用承認書及び教育委員会賞等交付書（第3号様式）により行うものとする。

4 教育長は、後援名義使用承認等の可否を決定するにあたって必要な事項について、申請者に適宜報告を求めることができる。

(後援名義使用承認等の取消し)

第4条 教育長は、後援名義使用承認等を受けた者（以下「承認決定者」という。）が、第2条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなると認めるとき、又は同条第2項の規定により付した条件に違反したと認めるときは、当該後援名義使用承認等を取消すものとする。

(事業の終了報告)

第5条 承認決定者は、当該後援名義使用承認等に係る事業が終了したときは、速やかに事業終了報告書（第4号様式）に必要な書類を添えて教育長に提出しなければならない。

（後援名義使用承認等の処理窓口等）

第6条 第3条に定める申請受付等の処理及び承認等に係る事務は、当該後援名義使用承認等の申請内容の趣旨に最も関連する所属において行う。この場合において、当該所属の長は後援名義使用承認等については、必要に応じ、その内容を企画管理課長に通知しなければならない。

（施行の細目）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、教育長が定める。